

発議案第1号

我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

地方自治法第112条及び我孫子市議会会議規則第14条第1項の規定に
より、別紙の議案を提出します。

令和2年5月15日

我孫子市議会議長 様

提出者 我孫子市議会議員 甲 斐 俊 光

賛成者 我孫子市議会議員 早 川 真

同 椎 名 幸 雄

同 高 木 宏 樹

同 戸 田 智 恵 子

同 佐々木 豊 治

同 内 田 美 恵 子

同 岩 井 康

同 芹 澤 正 子

我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 から 4 まで 略	附 則 1 から 4 まで 略
5 令和2年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の205」とあるのは「100分の180」とする。	5 平成23年3月31日までの間、第5条第3項の規定の適用については、同項中「100分の20」とあるのは、「100分の10」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。